

令和6年度 介護保険サービス事業者指導に係る重点指導事項

高齢者支援課
事業所・福祉サービス係

指導監督業務に係る基本的な考え方

- ・指導を通じて事業者を育成・支援することを基本とする。
- ・地域包括ケア構築に向けた事業者間の連携推進とよりよいケアの支援
- ・介護職員が安心してサービスを提供できる環境づくりを支援

<重点指導事項>

● 報酬請求指導

過去に実際に発生した返還事例等を中心に、加算算定に係る正しい算定要件や算定に係る注意事項等について、各事業所が正しい理解をもって報酬請求がなされるよう、指導を実施する。また、改正のあった介護職員処遇改善加算等について、適切に賃金改善等が実施されるよう指導する。

● 不正事案等に対する厳正な対処

運営基準違反や不正請求が疑われる場合について、監査を実施し、不正が確認された場合には、指定取消等の処分を行う。なお、関係する居宅介護支援事業所に対しては、指定権者である市町村と連携し、給付管理やケアマネジメント上の問題がなかったかを調査し、必要に応じて合同で監査の実施等の厳正な対処を行う。

● 業務管理体制の整備に係る事項

不正行為の未然防止、介護保険事業所内における正しい介護保険制度の理解の普及及び法令遵守の確保を推進するため、各介護保険サービス事業所の業務管理体制の整備に関する事項について指導（①一般検査の実施 ②業務管理体制の整備に関する届出の提出の徹底）。

● 感染症対策

感染症に対する抵抗力が弱い高齢者等にサービスを提供する介護保険事業者に対し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には迅速で適切な対応を図ることができるよう指導。

● 虐待防止や身体拘束廃止等に係る運営上の指導

虐待や身体拘束廃止に係る相談件数や認定件数が増加している状況にあり、その防止、早期発見に向け、通報、苦情があった場合などに迅速・的確な対応が求められる。今一度事業所に対し、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に関する制度の理解を徹底し、高齢者の尊厳ある生活支援の実現に向けたサービス提供が各事業所からなされるように指導。

● 医療的ケアのニーズに対応した質の向上に向けた指導

医療的ケアを要する高齢者の増加に伴い、介護職員が喀痰吸引等を実施できる体制を整備されつつある状況にあるため、介護職員が安全かつ適切に喀痰吸引等を実施できるよう事業所等の状況確認及び指導。

● 防災対策の徹底

東日本大震災等災害の教訓を活かし、突発的に起こる災害から利用者の安全を守り、適切かつ迅速な対応を各事業者が実施できるよう、次の事項を重点的に指導。

- ① 津波・水害・土砂災害を含む非常災害に対する具体的計画や対応方法を、事業所内の職員一人一人が共有・理解し、いついかなるときでも、職員なら誰でも適切かつ迅速に対応できる体制づくりを徹底。
- ② 常日頃からの職員の防災対策に対する意識啓発、地域とのつながりの推進を盛り込んだ定期的な防災訓練等を実施すること等を指導。

● 制度改正

令和6年度の介護報酬改定及び指定基準の改正点の取り扱い状況について、適切に対応がされているかを確認し、指導する。

- ① 医療と介護の連携の強化・・・医療ニーズへの対応強化、医療機関との連携強化
- ② 感染症対策の強化・・・全サービスについて、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施などの義務づけ
- ③ 業務継続に向けた取組の強化・・・感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務づけ
- ④ 高齢者虐待防止の推進・・・虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づけ

※ ②～④については、昨年度で経過措置が終了。